

横浜地域調達情報

令和4年9月27日公表 調達番号 横22140号

件名:白灯油の購入【概算総価】(鶴見警察署)

見積書提出期限:令和4年10月6日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	白灯油 (本署)		JIS1号ミニローリー (ドラム缶納)	—	1,400	L	契約締結日～ 令和5年3月31日	鶴見警察署 本署 (横浜市鶴見区鶴見中央4-33-9) ほか17交番等 (別表のとおり)
2	白灯油 (交番等)		JIS1号ミニローリー (18L容器納)	—	2,736	L		

特記事項

- 1 契約は予定数量により単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 2 見積金額は、ドラム缶納及び18L容器納、それぞれの1Lあたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 4 見積書の余白部分に、見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点5位以下を切り捨て)。
- 5 代金の請求は1ヶ月分を取りまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て)。
- 6 その他詳細は、別添「白灯油購入仕様書」のとおり。

別表

暖房用燃料納入場所

施設名	所在地	備考
鶴見警察署	横浜市鶴見区鶴見中央4-33-9	ドラム缶納
潮田交番	潮田町3-142-1	18L容器納
鶴見駅前交番	鶴見中央1-2-3	〃
本町通交番	仲通1-2-7	〃
生麦交番	生麦5-14-6	〃
市場交番	市場大和町4-30	〃
尻手交番	元宮1-15-21	〃
矢向交番	矢向3-2-10	〃
矢向駅前交番	矢向6-5-1	〃
上末吉交番	上末吉5-11-4	〃
末吉交番	下末吉2-18-5	〃
別所交番	北寺尾3-2-41	〃
鶴見駅西口交番	豊岡町1-3	〃
東寺尾交番	東寺尾北台3-33	〃
岸谷交番	岸谷1-10-29	〃
駒岡交番	駒岡2-18-1	〃
向谷交番	東寺尾1-39-1	〃
北寺尾駐在所	北寺尾7-19-19	〃

白灯油購入仕様書

- 1 件名
白灯油の購入【概算総価】
- 2 契約期間
契約締結日から令和5年3月31日までの間
- 3 品目及び数量
調達情報のとおりとするが、契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、増減の可能性はある。
- 4 見積金額
 - (1) 見積金額は本署（ドラム缶納）と交番・駐在所（18Lポリ容器納）のそれぞれ1Lあたりの税抜き単価に予定数量を乗じて得た合計金額（概算総価）とする。
 - (2) 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
 - (3) 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切捨て）。
- 5 契約方法
単価契約（税抜）とする。（消費税及び地方消費税は別途加算とする。）
- 6 履行場所
別表「暖房用燃料納入場所」のとおり
- 7 発注及び納品
 - (1) 発注についてはファクシミリにより発注し、納入については週1回、決定業者と当方の双方で協議した曜日に神奈川県鶴見警察署本署及び当署管内交番・駐在所への白灯油の配達給油すること。
なお、年末年始等の休・祭日が引き続く期間の納入日については、別途協議の上決定する。
 - (2) 納入時には納品書を発行し、勤務員の履行確認印の押印又は署名をさせ、押印等された納品書は鶴見警察署会計課まで提出すること。納品書には、納品者、納品先、納品年月日、物品名、数量を明記すること。
 - (3) 納入する際は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2（4）に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
 - (4) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき神奈川県財務規則（昭和29年2月1日規則第5号）第33条第1項に基づき年2.5%の割合で計算した違約金を徴することになる。
- 8 代金の請求
1ヵ月分を取りまとめて翌月に発注者宛に請求書を提出することにより行う。請求金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。
- 9 特記事項
本契約の締結にあたり、次の条件が付されていることに同意したものとしてみなす。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等契約条件の詳細は、神奈川県ホームページを参照してください。
 - (3) 県への物品の販売をする場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表

者氏名又は個人氏名)」などを県ホームページで公表する。

- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 給油する白灯油は J I S 規格のものであること。